



広報誌

2020

2

No.1017

やまもとたかがた



放水演習(1月11日撮影:令和2年連合消防出初式)

INDEX

令和2年度個人住民税の申告相談・受付 ①～② 令和2年度大和高田市水道事業水質検査計画／「入札参加資格申請」の受付 ③～⑥
ふるさと大和高田応援寄附金返礼品協力事業者募集 他 ⑦～⑧ まちの話題 ⑨ BOOKサロン ⑩
いま、市立病院では／健やかな毎日をおくるために ⑪ 人権シリーズ／おしえて!生困 ⑫

令和2年度

個人住民税

(市民税・県民税)の

申告相談・受付



■受付期間

2月17日(月)～3月16日(月)

※土・日曜日・祝日は閉庁

■受付時間

午前9時～正午
午後1時～4時

■受付場所

市役所3階 東会議室

申告期間中は、混雑が予想されます。
申告書には、住所・名前・扶養親族の欄
などを事前に書いてください。

「令和2年度から適用される

市・県民税の改正点

■住宅ローン控除の見直し

令和元年度税制改正で、住宅ローン控除の見直しが行われ、令和2年度(令和元年分)より適用されることとなりました。

◎住宅ローン控除適用期間の拡充

住宅ローン控除の適用期間について、これまでは適用初年度から数えて10年間となっていました。令和2年度(令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に消費税率10%で住宅を取得した場合、適用期間が10年から13年に延長されることとなりました。

◎住宅ローン控除可能額の変更

令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に入居した場合の11年目から13年目の住宅ローン控除可能額については、以下のいずれか少ない金額を適用することとなりました。

- ① 建物購入価格の3分の2%
- ② 住宅ローン年末残高の1%

※右記期間における市・県民税の税額控除は「住宅ローン控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった

た額」または「所得税の課税総所得金額等の7% (136,500円が限度)のいずれか少ない金額が適用されます。

■ふるさと納税にかかる指定制度について

令和元年度税制改正により、令和元年6月1日以後にふるさと納税(特例控除)の対象となる寄附金は、総務大臣が掲げる一定の基準を満たす自治体に対して支出されたものに限られることとなりました。これにより、令和元年6月1日以後に支出された指定対象外の自治体に対する寄附金については、市・県民税において特例控除の適用を受けることができません。

※税制改正など、詳しくは問い合わせてください。

市・県民税の申告をしなければならない人

- ① 令和2年1月1日現在、市内に住所があり、昨年1年間(平成31年1月1日～令和元年12月31日)に収入(所得)があった人で、税務署へ確定申告をしなくてもよい人
- ② 給与所得者で、次のいずれかに該当する人
 - ・勤務先などから、給与支払報告書(受

給者交付用の名称は源泉徴収票が、市役所税務課に提出されていない人・給与所得以外の所得金額が20万円以下で、確定申告の必要がない人

◎ 公的年金などの収入金額が400万円以下の人へ

平成23年分から、公的年金などの収入金額が400万円以下(※)で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は不要となりました。ただし、所得税が源泉徴収されている人のうち、確定申告をすることにより所得税が還付される人については、所得税の確定申告書を提出することができます。また、確定申告が必要ない場合でも、各種保険料、生命保険料、医療費、障がい者などの控除を受ける場合や、公的年金などに係る雑所得以外の所得がある場合には、市民税・県民税の申告が必要です。

※複数の公的年金などを受給している人は、その収入金額の合計額となります。

◎ 前年中の収入がなかった人へ

申告書の提出義務はありませんが、申告書の提出がないことで、児童手当・国民年金の免除申請・就学援助・公営住宅などの各種申請ができない、市民税・県民税諸証明の交付を受けることができないなど、さまざまな支障をきたすことがあります。各種申請に必要なと思われる場合は、前年中の収入がなかった人でも、申告書を提出し

てください。

◎所得税と市・県民税における上場株式等の特定配当等所得および特定株式等譲渡所得の申告・課税方式の選択可

株式等の特定配当等所得および特定株式等譲渡所得などについて「所得税」と「市・県民税」で異なる課税方式を選択できます。「所得税」と異なる課税方式を選択する場合、納税通知書送達日までに市民税・県民税申告書を出してください。

市・県民税の申告をしなくてもよい人

- ① 税務署に所得税の確定申告書を提出した人で、市・県民税でも同じ課税方式を選択する人
- ② 収入が給与のみの人で、その支払者から本市へ給与支払報告書が提出されており、控除内容などに変更の無い人
- ③ 収入が公的年金のみの人で、その支払者から本市へ公的年金等支払報告書が提出されており、控除内容などに変更のない人
- ④ 前年中の合計所得金額が、市・県民税均等割非課税基準以下の人
- ⑤ 控除対象の配偶者、または親・子等の扶養親族

申告に必要な書類

- ◎ 申告書
- ◎ 印鑑(認印)

◎前年中の収入を明らかにするもの
給与所得者は、源泉徴収票・給与明細など

・公的年金などを受給している人は、公的年金等の源泉徴収票

・営業などの事業所得者・不動産所得者は、収入と経費がわかる帳簿など

※所得税の確定申告が必要な人は、税務署で申告をしてください。

※申告書を提出する際、給与所得および公的年金等の源泉徴収票などの添付は不要です。(申告書を市役所で作成する場合は用意してください。)

◎生命保険(一般分、個人年金保険、介護医療保険)、地震保険、旧長期損害保険の保険料払込証明書(令和元年中支払分)

◎国民健康保険税、国民年金保険料などの領収書、または納付金額のわかるもの(令和元年中支払分)

※国民年金保険料については、日本年金機構から発行された証明書

◎その他、控除資料(医療費の明細書など(令和元年中支払分)、障害者手帳など)

※医療費の領収書の整理(集計)または明細書の作成は、事前に済ませてください。

◎介護保険法の要介護認定者が障害者控除の適用を受ける場合、「障害者控除対象者認定書」の添付が必要です。

※認定書は、介護保険課で交付しています。

◎申告する人の「マイナンバーカード」、または「個人番号通知カード+身分確認資料(運転免許証、健康保険の被保険者証など)」

申告における注意事項

◎所得税の確定申告を税務署に提出し、市・県民税でも同じ課税方式を選択する人は市・県民税の申告書を提出する必要はありません。

◎令和2年度申告より、所得税に係る給与の年末調整を受けた場合は各種所得控除の記載欄の記入を省略できるようにになりました。

◎郵送での申告をおすすめします(市・県民税申告書のみ。所得税の確定申告書は葛城税務署へ送付してください。)

2月から3月にかけて、申告会場は大変混み合います。申告書を書いた人は、郵送での申告をおすすめします。申告書に住所・名前・フリガナ・生年月日・電話番号・必要事項など(所得や控除など)の記入もれがないことを確認し、押印のうえ、マイナンバー確認の身の元確認、および番号確認書類の写し、控除証明書などの必要書類を同封して郵送してください。

※郵送申告分については、記入した内容に関して電話で確認をすることがあります。

出張申告受付・相談などの日程

市役所税務課では、次の日程で、申告期間前の受付などを行います。

とき	受付会場	主な対象地区
2月5日(水)	池尻公民館	池尻、藤森
	市立陵西公民館	野口、池田、市場
2月6日(木)	西坊城公民館	西坊城、出、秋吉
2月7日(金)	市立土庫公民館	松塚、東雲町、土庫、土庫1・2・3丁目
2月10日(月)	築山公民館	築山、大谷
2月12日(水)	根成柿公民館	根成柿、吉井、奥田
2月13日(木)	葛城コミュニティセンター	曾大根、曾大根1・2丁目、南陽町、甘田町、蔵之宮町

※公民館などでの出張申告受付・相談時間は、午前10時～午後3時までです。

※市民税・県民税申告書は、「申告書の手引き」を参照して、作成してください。

※混雑が予想されますので、住所・名前・生年月日・扶養親族の欄などは、事前に書いてきてください。

〔税務課市民税係 内線2609〕

安心・安全な水道水をおとどげします

水道部門では、安心して飲んでいただける安全な水道水を、皆さんのもとへ安定供給するため、配水管の整備事業をはじめとした、施設の整備・改修事業を順次すすめ、水質検査計画に基づいた水質検査と施設の管理を適正に行っています。

私たちの暮らしを支えている水道水について、「平成30年度上水道事業の概要」と「水質検査」を、お知らせします。

平成30年度水道事業 上水道事業の概要

平成30年度の配水状況は、総配水量は687万6,584m³で前年度と比べて7万2,631m³、率にして1.0%減少しています。給水人口は6万4,966人で、前年度に比べて664人減少しました。給水戸数については3万794戸となり、前年度と比べ64戸増加しました。

水道水を安定して届けるため、配水管整備事業として、配水管布設工事(神楽地内外4か所)や配水管布設替工事(田井地内外12か所)を実施し、下水道関連工事として、給配水管移設工事(曾大根地内外17か所)などを行いました。財政状況は、平成30年度2億3,01

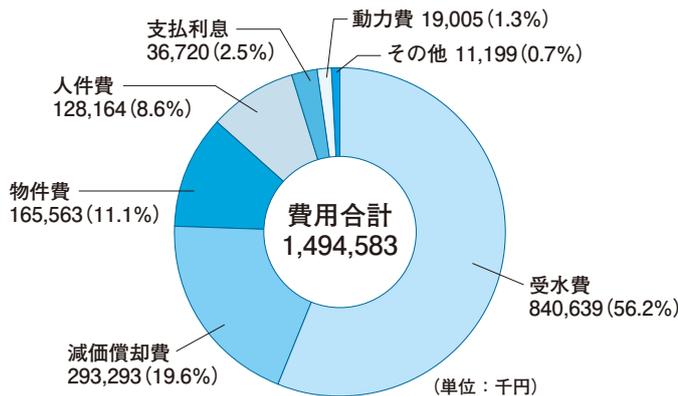
0万431円の純利益が生じ、前年度繰越利益剰余金1万8,917円、と合わせ、当年度未処分利益剰余金は、2億3,011万9,348円となり、翌年度へ繰越しました。

今後の財政状況は、総配水量の減少傾向が続いており、人口減少などにより、料金収入の減少や老朽化した設備更新に費用の増加などが予想され、予算を許さない状況です。

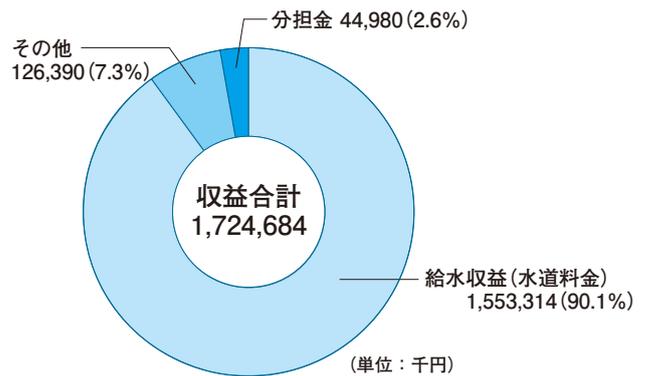
今後も、更に効率的な運営により、経費の削減に努め、財政基盤の安定化を図りながら、将来に効率よく継承できるように、老朽施設の更新事業を行っていきます。また、災害時に備え、ライフラインを確保するための諸事業を推進し、常に安全で安心して飲める水道水の安定供給を図り、住民福祉の向上に資するよう努力します。

決算収支状況 上水道事業 (税抜)

【水道事業費用内訳】



【水道事業収益内訳】



水道施設の整備

維持管理整備事業

- ①管路対策：水管橋の点検
老朽管更新事業計画(30年度末決算)
 - 配水管延長…… 219,667m
 - 老朽管残延長… 9,744m
 - 老朽管割合…… 4.4%
- ②施設対策：配水場老朽施設の更新

業務量 (平成31年3月31日現在)

給水人口 …………… 64,966 人
 給水戸数 …………… 30,794 戸
 年間総配水量 …… 6,876,584m³
 1日最大配水量 …… 20,980m³
 1人1日平均配水量… 290ℓ

決算収支状況 工事関係 (税込)

資本的収入	238,271	移設工事負担金収入、企業債借入など
資本的支出	544,460	水道施設の拡張、改良工事、企業債償還金など
差 引	△ 306,189	資本的収支不足額

(単位：千円)

令和2年度

大和高田市水道事業水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査は、市民の皆さんに「安心」と「安全」な水の供給をするため不可欠であり、水道水の水質管理において中核となるものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目を定めたものです。

市上下水道部では、水道水の状況を踏まえ、水質検査計画を策定し、これまで行ってきた検査結果の公表と併せ、水道水が水質基準に適合し安全であることをさらにわかるよう公表します。

1 基本方針

清浄な水を供給するため、施設の管理を適正に行い、水道法を遵守することを基本に適正な水質項目の選定・検査頻度・採水地点の選定を行い、適切な判断により需用者が安心、信頼して利用できる水道をめざします。

2 水道事業の概要

(1) 水源は、奈良県営水道より100%受水

(2) 配水場は、市内3か所

- 1日配水施設能力
- 大東配水場…10,000m³
 - 天満配水場…13,000m³
 - 陵西配水場…15,000m³

(3) 給水状況

区分	内容
給水区域	大和高田市内
給水人口 (平成30年度末)	64,966(人)
給水戸数 (平成30年度末)	30,794(戸)
年間給水量	6,876,584m ³
計画1日 最大給水量	38,000m ³ /日
実績1日 最大給水量	20,980m ³ /日

3 水道水の状況

(1) 水道水は、奈良県水道局御所浄水場より受水しています。

御所浄水場の水質につきましては、奈良県水道局ホームページの水質検査結果を見てください。

(2) 水道水は、これまでの検査結果より、水質基準を十分満足していることから、安全で良質な水です。

4 水質検査項目、検査頻度

水質基準が適用される水質検査項目と検査頻度

① 水質検査項目

法令に基づく水質基準項目(別表1)〔51項目〕および毎日検査項目(別表3)の水質検査を行います。

② 検査頻度

法令に基づく水質基準項目(1)の項目No.1,2,38,46から51の検査は、毎月1回行います。

(イ) 法令に基づく水質基準項目(別表1)のうち、前記の項目アと省略不可項目No.9,21から31,42,43以外の項目

については、年4回以上行いますが、過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下の場合には3年に1回、10分の1超過5分の1以下の場合には年に1回まで、検査頻度を緩和して行います。

(ウ) 法令に基づく毎日検査項目(別表3)の、色・濁り・消毒の残留効果(残留塩素)の検査は、1日1回行います。

◎ 水質管理目標設定項目

水質基準には該当しないものの、よりの高い水道水をめざすため、水質管理上留意すべき項目です。水質管理目標設定項目(別表2)〔3項目〕の水質検査を行います。

③ 水質管理上優先すべき対象項目等の留意すべき事項

水質管理上留意すべき項目	留意すべき事項
残留塩素	配水過程で減少
濁度・色度	管路内などで配水過程上昇
pH	管路内などで配水過程上昇

5 水質検査の方法

- (1) 上下水道部で自己検査を行う項目
- 毎日検査(水道法の規定による毎日検査項目)
- 奈良広域水質検査センター組合(一部事務組合)に委託する検査
- 水質基準項目(検査区分…毎月検査・項目検査)
- 水質管理目標設定項目

6 臨時検査

水道水が、次のような水質変化があり水質基準に適合しない恐れがあるときは、必要に応じて臨時の水質検査を行います。

- (1) 定期検査により水質異常が判明した場合。
 - (2) 水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
 - (3) 原因不明の色および濁り等水質が著しく悪化したとき。
 - (4) 給水区域およびその周辺において消毒系伝染病が流行しているとき。
- 臨時の水質検査は、速やかに実施し、水質異常が終息し、蛇口の水の安全性が確認されるまで行います。

7 水質検査計画および検査結果の公表

- (1) 次の方法で公表します。
- (2) 広報誌やまとたかだ市ホームページ

8 水質検査計画の評価

水質基準は、水道により供給されるすべての水が満たされなければならぬ要件です。

本市では、水質検査結果が水質基準に適合していることを確認し、得られた結果と蓄積したデータの比較評価等を行い、水質管理に活用します。

9 水質検査計画の見直し

水質検査計画の見直しは、検査結果の状況に基づいて行います。

10 水質検査の精度と信頼性の確保

水質検査における測定値の信頼性の確保のため、妥当性評価ガイドラインに基づき、妥当性の確認をした検査機関で行います。

水質基準項目(別表1)

区分	項目No.	水質基準項目	基準値	過去3年間の最高値	検査頻度		
					大東配水場系	天満配水場系	陵西配水場系
					給水栓	給水栓	給水栓
健康に関する項目	1	一般細菌	100個/mL	0	月1回	月1回	月1回
	2	大腸菌	不検出	検出せず	元年度実施	2年度予定	30年度実施
	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.001未満			
	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満			
	5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満			
	6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.002			
	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満			
	8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	0.005未満			
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満			
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満			
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.50	元年度実施	2年度予定	30年度実施
	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.06			
	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.02			
	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満			
	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満			
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.002未満			
	17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.001未満			
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満			
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満			
	20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	年4回	年4回	年4回
	21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.006未満			
	22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満			
	23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.005			
	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.008			
	25	ジブromクロメタン	0.1mg/L以下	0.001			
	26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満			
	27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.009			
	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.004未満			
	29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.003			
	30	ブromホルム	0.09mg/L以下	0.001未満			
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.01	元年度実施	2年度予定	30年度実施
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.005未満				
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.04				
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.005未満				
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.005未満				
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	4.9				
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満				
38	塩化物イオン	200mg/L以下	11				
39	カルシウム,マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	47				
40	蒸発残留物	500mg/L以下	101				
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	元年度実施			
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	年4回	年4回	年4回	
43	2-メチルイソボネオール	0.00001mg/L以下	0.000004				
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.005未満				
45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.005未満	元年度実施	2年度予定	30年度実施	
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/L以下	0.6	月1回	月1回	月1回	
47	pH値	5.8~8.6	7.3				
48	味	異常なし	異常なし				
49	臭気	異常なし	異常なし				
50	色度	5度以下	1未満				
51	濁度	2度以下	0.1未満				

 省略不可項目
 過去の検査結果から3年に1回
 過去の検査結果から1年に1回
 過去の検査結果から1年に4回

水質管理目標設定項目(別表2)

項目No.	水質基準項目	目標値	検査頻度		
			大東配水場系 給水栓	天満配水場系 給水栓	陵西配水場系 給水栓
3	ニッケル及びその化合物	0.01mg/L以下	元年度実施	2年度予定	30年度実施
14	抱水クロラール	0.03mg/L以下			
22	有機物質(KMnO ₄)	3mg/L以下			

毎日検査項目(別表3)

項目No.	水質基準項目	評価	検査頻度	検査方法
1	色	異常なし	毎日	自己
2	濁り	異常なし	毎日	自己
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	毎日	自己

安心して水道水を使うために

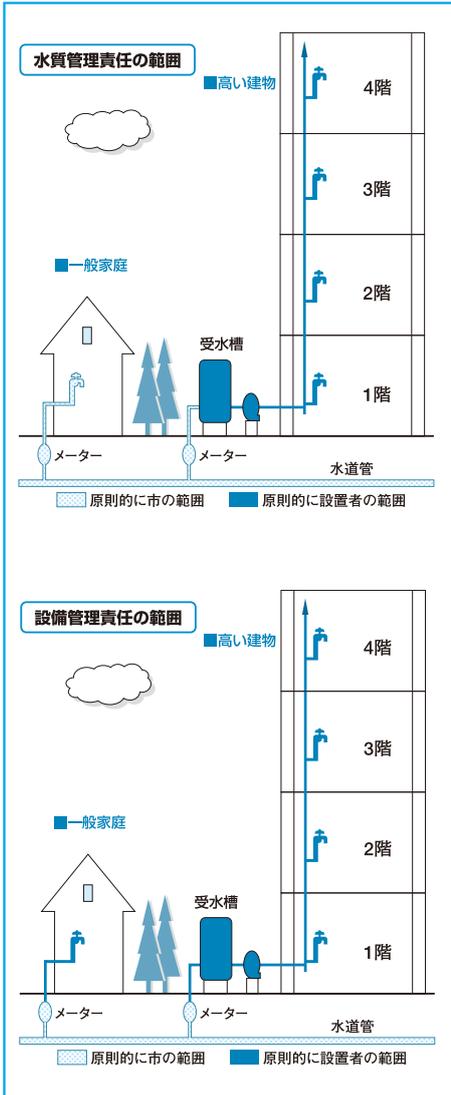
現在、鉛給水管は使用していませんが、平成元年以前に給水管を布設した家庭では、鉛給水管を使用している場合があります。そのような家庭では、長時間水道水を使用しない場合、例えば、朝一番や、旅行などで長時間留守にしたときの最初の水は、鉛がごくわずかに溶けだしていることがあります。

通常（流水）の使用状態では問題ありませんが、出し始めの水は、念のためにバケツ一杯ぐらいを、飲み水以外に使用してください。

貯水槽水道の利用者の皆さんへ

◎自分でできる「水質チェック」

- ① 色がついている 水槽の汚れや給水管の腐食などが考えられます。
- ② 濁っている 水槽が汚れている可能性があります。
- ③ 臭いがする 水槽の汚れや、汚染物資の混入などが考えられます。



〔上下水道部水道部門〕
☎ 52・1365

- ④ 変な味がある 水槽の汚染や、給水管の腐食などの可能性があります。
- ①～④に該当するものがあれば、すぐに貯水槽の設置者（管理者）に連絡し、適切な対応を依頼してください。

貯水槽設置者の皆さんへ

▽貯水槽は、所有者が管理するものです

▽安心して飲める水道水は適正な管理が必要です

有効容量が10m³を超える受水槽は、水道法で、設置者に対して適正な管理や検査が義務づけられています。また、有効容量が10m³以下の小規模な受水槽についても、設置者に対して適正な管理および検査が求められています。設置者や管理責任者は、日ごろの管理と、1年以内ごとに1回、定期的に清掃・水質検査・設備点検を行い、水槽をいつも清潔にしましょう。

「入札参加資格申請」の受付

水道資材納入業者

市内・市外業者の定期受付です。

▽受付期間 2月3日(月)～28日(金)(土・日・祝日を除く)

午前9時～正午、午後1時～4時

▽提出書類 市ホームページに掲載しています。

▽提出方法 水道総務課へ持参

※郵送による受付は、できません。

▽指名願有効期間

●市内業者 令和2・3・4年度

●市外業者 令和2・3・4年度

▽納入資材 量水器、水道専用補修材料、その他水道専用資材

〔水道総務課〕 ☎ 52・1367

市立病院給食用物資納入業者

▽受付期間 2月3日(月)～28日(金)(土・日・祝日を除く)

午前9時～午後4時30分

▽提出方法 申請書などを市立病院栄養管理科へ持参

※申請書などは、市立病院栄養管理科にあります。

※郵送による受付は、できません。

▽登録有効年度 令和2年度

▽納入物資 青果物、冷凍食品、加工水産物、塩干物、缶詰

類、嗜好物、調味料、食用油、穀類、鶏卵、肉類

〔市立病院 栄養管理科〕 ☎ 53・2901(内線6613)

「ふるさと大和高田応援寄附金 返礼品」協力事業者募集

自慢の品を『ふるさと納税返礼品』で
全国にPRしませんか？

大和高田市への寄附促進と地場産品のPR、販売促進および地元生産者、地元企業の活性化などの相乗効果を図るため、ふるさと納税の返礼品として商品やサービスを提供できる事業者を募集しています。

【募集要件】(以下の全ての要件を満たしている取扱事業者)

- ・各種法規制、条例などに沿った生産、製造、サービスの提供などを行っていること。
- ・原則、市内に本社、支社、事業所や工場などがある法人、団体または個人事業者であること。
- ・市税の滞納がないこと。
- ・役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)。または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

【募集する返礼品】(以下の全ての要件を満たしている品)

- ・市内で生産、製造、加工、サービスの提供が行われているものまたは栽培、採取、育成された原材料を使用しているものいずれかに該当していること。

- ・食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法令を遵守し、違反されていない返礼品であること。
- ・換金性の高い商品やサービスではないこと。

〔企画広報課 内線275〕

市立幼稚園・学校教員の 講師登録者と医療的ケア 看護師の募集

▽受付期間 随時(午前8時30分〜午後5時15分)

※土・日・祝日は除く

▽対象となる職種

- (1)幼稚園・小・中学校の講師
- (2)医療的ケア看護師
- (3)預かり保育担当の保育士

▽応募方法 履歴書と(1)の幼稚園は幼稚園教諭免許状、小・中学校は教員免許状、または各種免許取得見込証明書(2)の写し(教員免許更新済みの人は、証明書の写しが必要)、(3)は

看護師免許証の写し、(3)は保育士資格証明書、または幼稚園教諭免許状の写しが必要です。

郵送 〒635-8511 大字大和100番地1 大和高田市教育委員会事務局(学校教育課) または持参

◎講師登録後の任用について

幼稚園や学校で欠員が出た時、登録者の中から、必要に応じて書類選考・面接のうえ、随時任用します。

〔学校教育課 内線140〕

令和2年度償却資産(固定 資産税)の申告

固定資産税における償却資産とは、土地・家屋以外の事業用資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法上の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

市内に事業用の償却資産を所有している人は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在における資産の状況を、市役所へ申告する必要があります。

令和2年度償却資産について、まだ申告をしていない人は、至急申告をお願いいたします(法定申告期限は毎年1月31日ですが、申告は随時受け付けています)。

国の指導に基づき、公平・公正な課税のため本市では、償却資産の適正な把握、および未申告の解消に取り組ん

でいます。申告書の提出の依頼や地方税法の規定に基づく調査を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

償却資産の申告について、不明な点などがあれば左記へ問い合わせてください。

〔税務課 固定資産税係 内線268〕

大和高田市交通遺児見舞金 等の支給制度について

市内在住の18歳未満の者が、交通事故により父母などを亡くした際には、見舞金および就学援助金が支給されます。

・見舞金

交通遺児になったとき、1人につき100,000円支給。

・就学援助金

遺児が教育施設(小学校、中学校、高等学校など)に入学したとき、1人につき入学することに100,000円支給。

▽申請先 生活安全課

※支給要件、支給申請書類など詳しくは左記まで問い合わせてください。

〔生活安全課 内線321〕

消防法違反になっていませんか？

近年、「建物に新たなテナントが入居する」、「テナントが入替わる」、「建物を増改築する」などにより、知らない間に消防法違反となっていることが多い状況にあります。これらを考えている人はまず、新たに高額なスプリンクラー設備や自動火災報知設備といった消防用設備などが必要になるかを消防署に相談し、消防用設備などの設置や必要な届出をしてください。

なお、消防法に違反した場合は、平成30年4月1日から始まっている公表制度により建物名称、所在地、違反内容を消防本部ホームページなどへの掲載、また、使用停止命令や告発といった行政処分の対象となる場合がありますので、注意してください。

〔高田消防署 ☎25・0119〕

2月は「水質改善強化月間」

大和川では、雨量が少なく水質の悪化する2月を「水質改善強化月間」としています。大和川の汚れの原因は家庭から出る「生活排水」であることから、流域に住む皆さんに汚れた生活排水を減らす取り組みを呼びかけています。よりきれいな大和川のため、水質改善に協力してください。

- ・食事は食べる分量だけ作り、残らないようにしましょう。
- ・食器やフライパンなどの汚れは、拭き取ってから洗いましょう。
- ・食べ残しや残りクズを、直接流さないようにしましょう。
- ・石けんやシャンプー、洗剤類は使いすぎないように気をつけましょう。
- ・浄化槽を設置している人は定期的に点検し、1年に1回清掃を実施ましょう。

〔環境衛生課 内線281〕

差し押さえのタイヤロック強化

タイヤロックとは自動車・二輪車の車輪にロック機材を挟み込み、物理的に移動をできなくします。また差し押さえていることを示す公示書を掲示します。

その後、差押財産を引き揚げて公売し、売却代金を滞納税に充当します。万が一、ロック機材を壊す、タイヤを交換するなどして走れる状況にする、また公示書を破棄するなどして無効とした場合は、地方税法および刑法にて処罰されます。

さらに税の公平性を保てるよう、これまでの財産調査に並行して普通自動車も含めた動産を調査し、滞納処分を強化していきます。



〔収納対策室 内線237〕

プレミアム付商品券の利用期限は今月末まで

大和高田市プレミアム付商品券の販売および利用は左記のとおりとなりますので、注意してください。

▽販売期間：2月28日(金)まで

▽利用可能期間：2月29日(出)まで

※利用可能期間を過ぎた商品券については、払い戻しできませんので、注意してください。

〔産業振興課 商品券事業係 内線251〕

アロハサークル まちづくり団体



アロハサークル



まちづくり団体

▽会員数 10人

▽活動概要 月に3回木曜日にフラダンスとウクレレを練習していて、時々老人ホームの慰問やユウガタリーVEに参加しています。

▽団体理念 癒しのハワイアンミュージックに合わせて皆で楽しくフラを踊っています。仲間と踊るフラにはリラックス効果があり、さらに運動不足解消や頭の体操にもなります。私達と一緒にフラを通じて身も心もリフレッシュしませんか。

▽連絡先 濱田 玲子
☎090・5469・5693

市民交流センター(コスモスプラザ)に登録している活動団体を、順次紹介します(順不同)。

一緒に活動したいと思う人、または興味のある人は、連絡先まで問い合わせください。

〔市民協働推進課 ☎44・3210〕

あいけい幼稚園クリスマスキャロリング

令和元年12月20日(金)にあいけい幼稚園の皆さんが、市役所の一階ロビーでクリスマスキャロリングを行いました。元気いっぱい素敵な歌声で、「もろびとこぞりて」、「まぎびと羊を」、「聖まじこの夜」の三曲を披露しました。堀内市長は「素敵な歌声をありがとうございました。」と感謝の言葉を述べて、お礼のプレゼントを渡しました。

〔秘書課 内線312〕



クリスマスキャロリングを行うあいけい幼稚園の皆さん

片塩小学校金管クラブ表敬訪問

令和元年12月25日(水)、神戸市で令和2年2月2日に開かれる2020全国小学校管楽器合奏フェスティバル(第37回西日本大会)に出場する片塩小学校金管クラブの児童の皆さんが、堀内市長と梶木教育長を表敬訪問しました。

代表の児童は、「お世話になった人達に感謝をして今後も練習に励み、良い成績を取りたいです。」と意気込んでいました。

堀内市長は、「出場おめでとうございました。緊張すると思いますが、一生懸命頑張ってください。また表敬訪問をしてほしいです。」と激励しました。

〔学校教育課 内線140〕



堀内市長、梶木教育長と片塩小学校金管クラブの皆さん

福祉に役立てて 歳末たすけあい募金寄付

令和元年12月25日(水)、大和高田スカウト運動育成協会の佐々木順久事務長とボーイスカウトとガールスカウトの子どもたちが集めた募金を、大和高田市に寄付しました。

歳末たすけあい募金は、例年行われているものです。令和元年は福祉に役立ててもらうために、市内の駅や商業施設で、3日間にわたって行われました。

集まった募金117,200円は、市を代表して堀内市長が受け取り、「ありがとうございます。」

とお礼を言いました。

〔青少年課 ☎23・1322〕



募金を渡す子どもたち

交通遺児への寄付

令和元年12月26日(木)、大峰堂薬品工業株式会社から、交通遺児などに対する寄付の申し出がありました。寄付額は約58万円で、代表取締役社長の辻将央さんは、「交通遺児を出さない安全対策と、交通遺児への援助に使ってください。」と話しました。

〔生活安全課 内線321〕



堀内市長に寄付金を渡す辻将央さん(写真中央)

新着図書のご案内



BOOK

サロン

一般書

教養としての「国名の正体」	藤井 青銅／著	柏書房
日本の貧困女子	中村 淳彦／著	SB クリエイティブ
「勉強しなさい！」エスカレートすれば教育虐待	日経 DUAL／編	日経 BP
「水だし」って、すごい！	武蔵 裕子／著	女子栄養大学出版部
江戸落語で知る四季のご馳走	稲田 和浩／著	平凡社

児童書

3分後にゾットする話	野宮 麻未／文	理論社
ふゆとみずのまほうこおり	片平 孝／写真・文	ポプラ社
イチからつくるあめ	本間 祐子／編	農山漁村文化協会
夏休みに、ぼくが図書館で見つけたもの	濱野 京子／文	あかね書房
えらぶえほん	ニック・シャラット／絵	講談社



電子図書館 新着コンテンツ

フォトジェニック Travel		JTB パブリッシング
もしもの時の手続き・相続完全ガイド	野谷 邦宏／著	クロスメディア・パブリッシング
就職四季報企業研究インターンシップ版	東洋経済新聞社／編	東洋経済新報社
月と暮らす。	藤井 旭／著	誠文堂新光社
すぐに使える英会話超入門	妻鳥 千鶴子／著	Jリサーチ出版

2月のおはなし会

◎おはなし会

(担当:たかだおはなしろうそくの会)

▷と き 2月8日(出)

ごぜん11じから

▷ところ としょかん2かい

プレイルーム

▷たいしょう 4さいいじょう

●おはなし「かえるをのんだととさん」

●えほん 「三びきのくま」

◎えほんとわらべうたの時間<<きらら>>

(担当:たかだおはなしろうそくの会)

▷と き 2月22日(出)

ごぜん11じから

▷ところ としょかん2かい

プレイルーム

▷たいしょう 3さいいか

●おはなし「雪の子」

●えほん 「やまのおふろやさん」

◎絵本のよみきかせ

(毎月第1・3土曜日開催)

▷と き ごぜん11じから

▷ところ としょかん えほんコーナー

▷たいしょう どなたでも

催しのご案内

■やさしい紙コップ工作教室

▷と き 2月29日(出) 午後1時30分～2時30分ごろ

▷ところ 市立図書館 2階学習室

▷内 容 紙コップを使って動物をつくります

▷講 師 図書館スタッフ

▷対 象 子どもとその保護者、大人のみの参加も可能

▷定 員 20名

▷持ち物 好きな色の紙コップ5個ぐらい、好きな色の油性ペン、
カッター、ハサミ、木工ボンド、セロハンテープ、
カッターマット

■地域環境講演会

「まちにあるもので考えてみる

～地域資源を活用した地域づくり～」

▷と き 3月8日(日) 午後2時～4時ごろ

▷ところ 市立図書館 2階学習室

▷内 容 ①講師のお話

②フューチャーカードゲーム

▷講 師 若狭 健作さん

(株)地域環境計画研究所 代表取締役)

▷定 員 30名

上記イベントの申込方法:2月4日(火)から定員に達するまでの期間、図書館カウンターまたは電話で受付します。

〔市立図書館 ☎52-3424〕



いま、 市立病院では

がん患者サロン

「ひだまり」について

当院では、平成27年5月より、がん患者サロン「ひだまり」を開催しています。

がん患者サロンとは、がん患者さんおよびその家族などが、がんのことを含めて気軽に語り合う交流の場です。身体的・精神的な不安や仕事・経済面における悩みを語り合うことにより、がん患者さんおよびその家族の不安を和らげ、がんに関する情報交換をすることができま

す。サロンでは、「ピアサポーター」が出席します。「ピアサポーター」とは、がん体験者であり、ピアサポーター養成研修を修了し、自らの治療体験を基にがん患者さんお

よび、家族の悩みや不安に寄り添い、支える人達です。ピアサポーターの「ピア」とは、「仲間」「同じ立場」という意味です。医療者に伝えにくいことも、「同じ立場」（がん経験者）のピアサポーターには話しやすい、身近な心強い存在となっています。

また、がん患者さんからの質問を医療者が答える場も設けています。具体例では、「しびれがなかなかとれない」「むくみを軽減できる体操はないか?」という質問に対し、運動方法や日ごろの注意点についてのアドバイスをします。参加者からは、「家でも運動を取りいれたい」「リハビリに関する質問がたくさんでき良かった」などの感想が寄せられています。日常、医療者

と長くお話しをする機会がないので、たいへん良いと好評を博しています。サロンでは、無理に話したり、笑う必要は一切ありません。がん患者さんおよびその家族が自分の体験を語り、聴いてもらえる場です。がんの病気で悩んでいる人は、気軽にきてください。

と長くお話しをする機会がないので、たいへん良いと好評を博しています。

サロンでは、無理に話したり、笑う必要は一切ありません。がん患者さんおよびその家族が自分の体験を語り、聴いてもらえる場です。

がんの病気で悩んでいる人は、気軽にきてください。

◎がん患者サロン「ひだまり」

▽とき 毎月第2月曜日 午後2時～4時 ※祝日にあたる月は開催しません

▽ところ 市立病院

1階患者図書室

▽対象 がん患者さんとその家族（当院に通院していない人も参加できます）

▽問い合わせ先 市立病院

地域医療連携センター 医療福祉相談窓口

☎53・2901（代表）

※費用無料、事前申込不要

〔市立病院〕 ☎53・2901

健やかな毎日を おくるために



天満診療所
医師 梅本典江

「大人のしもやけ」

冬になると手足の指などが赤く腫れてかゆくなる「しもやけ」は、子どもに多くみられます。しかし、最近では高齢者や水仕事の多い女性にみられることも多いです。

しもやけは寒さや冷えなどからくる血行不良が原因で起こります。手や足の指、耳たぶ、鼻の頭、頬など、細い血管が集まる体の末端部で炎症をおこし、皮膚が赤く腫れたりかゆくなったりします。気温が4～5度に冷え込み、日中と夜間の気温の差が10度以上になるとしもやけになりやすく、冬の初めの12月と春先の2月～3月が特に注意が必要です。エアコンの利用などにより室内外の温度差が大きい生活をしていることで体温調節機能が低下していることも、しもやけが増えている原因のひとつといわれています。

予防は体を冷やさないことです。手袋や靴下、耳あてなどで体の末端部を保温しましょう。体をしめつけるような衣服は血行不良を起こします。きつい靴下やブーツ、細いパ

ンプスも要注意です。そして、手足をぬれたまま放置しないようにしましょう。靴下やストッキングをはいた足は、意外と汗をかいています。手足をぬれたままにしておくと、水分が蒸発する際に急激に皮膚の表面の温度が下がり、しもやけになりやすくなります。ぬれた衣類、靴下は早めに着替えましょう。

外から帰ったら冷えた手足をぬるま湯につけるなどしてゆつくりと温めましょう。暖房器具や熱い風呂で急激に温めるとかえってかゆみが増すので注意が必要です。そのあとはビタミンE入りのクリームなどをマッサージするように塗って、血行の改善と保湿に努めてください。

天満診療所健康教室

▽とき 2月20日(休)

午後1時～2時

▽ところ 天満診療所

▽テーマ

「骨粗しょう症と

ロコモティブ症候群」

▽講師 梅本典江

〔天満診療所医師〕

〔天満診療所〕 ☎525357

「元気を奪う5つの手口」



「ねえ聞いて。この前のミーティングで、ええアイディア出してん。その時はみんなだまつてたくせに、同じような意見をA君が言ったら『それいいね』『すごいね』だつて……でも私、『それ、私のアイディアやん』つて言えなかった。本当ムカツク。」

「ムカツクつて言えば、うちの父親。ちよつとしたニュースでも『だから女は……』みたいに偏見ですく決めつける。いつも自分がけなされてるような気持ちになつて、辛いねん。」

「うちの両親なんか、何を聞いても『そんなこと知らなくていい』『それより学校の宿題終りな』」



「私がムカツクのは、先生。『いじめられたのは確にかかわいそうだと思う。でも、いじめられる君の側にも忘れ物が多かつたり、ちよつと生活態度がだらしなかつたり、課題があるよね。ちゃんとしたら、あの子たちもちよつかいをかけてこないんじゃないかな』つて何で私、被

害者なのにお説教受けてるのよ？」

……子らのつぶやきになぞらえて書き連ねました。その元となる「無視する」馬鹿にする「情報をわざと与えない」「どこらであつても文句を言つ」「責任を取らせて恥をかかせる」という5つの手口を指摘したのがノルウエーの政治家であり心理学者、ベリット・オースさんです。オースさんは、当時の議会で女性議員に対して多数派として優位に立つとする男性議員たちが取る態度としてこれらを挙げ、抵抗しました。

これらに似た手口は私たちの身近な生活の中でも見られるように思います。そして、誰かが元気を奪われて傷ついているかもしれないません。一度、身の回りを注意深く見つめてみませんか。

〔人権施策課 内線288〕



今回は正社員として仕事をしていたが、人間関係を悩んで退職したHさんのお話です。Hさんは母親と弟と3人で生活をしていて家族を支えるために一生懸命働いていました。しかし退職後は弟の就労収入のみでなんとか家計をまかなっているため、早く就職先を見つけたいとのことと相談に来てくれました。Hさんは向上心が強く、仕事の幅を広げたいと思いい、新たな職種にチャレンジしたいとのことでした。しかし、Hさんは幼少の頃から圧迫されるとパニックになることがあるように精神的に不安を抱えていました。自分が障がいの疑いがあるのではないかと考えており、障がい者向けの事業所で働くことを検討しているとのことでした。しかし私たちは、正社員として10年ほど働いていたことで身に付いた技術があり、真面目な性格であることが

ら、事業所ではなく、一般企業での就職を提案しました。Hさんも、本当は一般企業で働きたいが、自信がないとのことでした。しかし相談しているうちにやる気が出てきましたとのことと帰られました。それから2カ月後、Hさんが一般企業への就職が決まったことを報告に出来ました。

相談員に話をする中で自分をもっとできるんだと自信を持たせてくれたことが就職につながったと思います。と言ってもらい、私たちも一緒に喜びました。

今回Hさんは、相談員と話すことをきっかけとして、自信をもって就職することができました。

自分自身、家族のこと、地域で気になる人や子どものこと、どんなことでも1人で悩まず、まずは一度お話を聴かせてください。

ここから始まる。

ここから始まる。 ☎ 44・3111 (直通)